

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第183号

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則

京都市南部区画整理事務所規則の一部を次のように改正する。

「管理係長」「庶務係長」

「補償係長」「第三・第四地区事業係長」

第2条第1項中 工事係長 を 第五地区事業係長 に改める。

「計画換地係長」「維持管理係長」】

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)